

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（久留米市）に係る審議  
（第1回）

1. 日 時

平成28年5月19日（木） 10時30分～11時25分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：佐々木タクシー事業活性化調整官ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 鵜沢、川崎、木村

4. 議事概要

- 自動車局が一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（久留米市）の概要等について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 昨年は協議会で同意が得られなかったにもかかわらず、なぜ今年は同意に至ったのか。
  - ② 協議会の中で利用者の声や活性化の議論がほとんどなされていないように見えるが、国土交通省としてはどう考えているのか。等についての指摘・質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ① 昨年、近隣の福岡交通圏、北九州交通圏が指定され、特定地域に指定されてから実施すべきことがある程度見えてきたためと聞いている。
- ② ご指摘の点については、今後、オブザーバーである運輸局等を通じてこれらの議論の活性化を図ってまいりたい。

等の回答を得た。

- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。